



大阪府休業要請外支援金

募集期間

2020年6月1日から2020年6月30日まで

目的

休業要請支援金の支給対象外となった施設運営者で、府内に事業所を有する中小企業その他の法人及び個人事業主について、家賃等の固定費を支援し、事業継続を下支えする本支援金を支給するものです。支給額は中小法人が府内に複数事業所を有する場合100万円・1事業所の場合50万円、個人事業主が府内に複数事業所を有する場合50万円・1事業所の場合25万円です。申込期限は6月30日(火)です。

支援内容

支給額

- ・中小法人 府内に複数事業所を有する場合100万円 1事業所の場合50万円
 - ・個人事業主 府内に複数事業所を有する場合50万円 1事業所の場合25万円
- ※支援金の支給は1事業者につき1度となります。

対象者の詳細

▼支給対象者

支援金の支給対象者は、以下のとおりです。ただし、大企業が実質的に経営に参画している企業（いわゆる「みなし大企業」）や構成員の共益を目的とする事業を主とする法人、同業者の共同利益の追求を目的とする法人、国又は地方公共団体が出資する法人は対象となりません。

- ・中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する府内に事業所を有する会社
- ・その他の法人 従業員100人以下の次に掲げる法人
NPO法人、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人 等
※宗教法人は支給対象外です。
- ・個人事業主 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する府内に事業所を有する個人

対象地域



お問い合わせ

休業要請外支援金コールセンター

〔開設時間〕 午前9時から午後7時まで（土曜日、日曜日を含む毎日）

ただし、6月28日からは、午前10時から午後5時まで（平日、土曜日のみ）

〔電話番号〕 0570-200-308

担当者

会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会
担当：橋本
住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。サービスのご利用はお客様の判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会は責任を負いかねます。

補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客様情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。

＜お客様情報(企業情報)お取り扱いについて＞

提供先：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F 電話：03-6427-0944）

利用目的：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。

提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金